

## 考查項目別運用表(営繕工事以外)

(主任技術評価官)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事(電子納品のみは除く) ※本項目は1点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。※本項目は2点の加点とする。</li> </ul> <p>※ICT活用による加点は最大2点の加点とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。</li> <li><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</li> </ul> <p><b>【新技術活用】</b></p> <p>「新技術活用」においては、以下の5-3項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3-2点の加点とする。 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査書の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加対象外とする。ただし、加対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は32点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は21点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は1点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は21点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は1点の加点とする。</li> </ul> <p>※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。</p> <p>※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3-2点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3-2点の加点とする。</p> <p><b>【品質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。</li> </ul> <p><b>【安全衛生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 船行船舶への安全周知または、事故防止に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。</li> </ul>	<p><b>【働き方改革】</b></p> <p>「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。</li> <li><input type="checkbox"/> <u>現場閉所による週休2日制適用工事において、完全週休2日(土日)を達成している。</u></li> <li><input type="checkbox"/> <u>週休2日交替制適用工事において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している。</u></li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> その他 理由： _____</li> </ul>
		記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	<p><b>【創意工夫の詳細評価】</b> 工夫の内容及び具体的内容を記載</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加評価する。 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加評価する。